

重大事故発生時の対応について

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には、速やかに富山運輸支局に報告すること。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、敬称を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突若しくは接触した事故
6. 酒気帯び運転
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき)

事故を起こした
運転者が報告



安全統括管理者



運輸支局に報告

富山運輸支局に報告

富山運輸支局(整備・保安)

1.~4.(1.~2.及び4.については乗客に係るもの)
は特に速やかに!

報告事項(把握している範囲で速やかに)

- ①事業社名
 - ②事業形態
 - ③発生日時
 - ④発生場所
 - ⑤事故車の登録番号
 - ⑥死者、重傷者及び負傷者数
 - ⑦事故概要
 - ⑧情報入手先
 - ⑨その他判明している事項
 - ⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※第1報報告後の追加情報も速やかに報告